# 行財政構造改革の推進に 関する条例の制定

## 兵庫県

人口: 5,582,230人

面積:8,395.61km

担当部署:新行政課

# 概要

阪神・淡路大震災からの復旧・復興の過程で大きく悪化した財政の改善を図りながら、 県民の要請に的確に対応できる持続可能な行財政構造を確立するため、新たな行財政構造 改革に取り組むにあたり、改革内容を確実に実行し、進捗状況を明らかにするとともに、 適切に見直しを行うフォローアップの仕組みを構築するため、自主的・自律的な枠組みと して、「行財政構造改革の推進に関する条例」を制定(平成20年10月制定・公布)

- ① 改革の基本的な方向等について定める行財政構造改革推進方策(以下「推進方策」という)の策定・変更等に当たっては、議会の議決を経る。
- ② 翌年度の取組内容を明らかにした実施計画を策定し、議会に報告する。
- ③ 推進方策の実施状況は、地方行財政や公会計等の専門家から成る「行財政構造改革審議会」による審査の上、議会に報告・公表する。
- ④ 3年ごとを目途に行財政全般にわたる検討を行い、その結果に基づき変更等の必要な措置を講じる。

# 選定理由

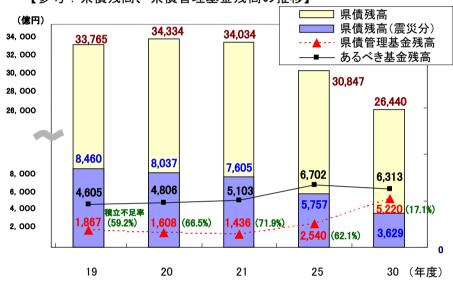
#### (総務省コメント)

危機感の非常に強い県が、目標の高い行財政改革の条例と計画を設け、その実施状況について議会へ報告する取組。推進にあたっては県民の代表からなる会議の意見を聞くことも条例化されており、県が一丸となって行財政改革を行うという仕組みづくりを行っている点を評価し、選定した。

# 背景

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災により、県内総生産の2分の1にあたる10兆円もの直接被害を被った。震災からの創造的復興を進めるため、県負担の事業費総額は約2兆3,000億円、震災関連の県債発行額は約1兆3,000億円に上り、その残高は、平成19年度末時点でも約8,500億円と、県債残高の4分の1を占めている。

また、償還財源等として県債管理基金を活用してきたため、本来積み立てるべき基金残高に対する不足額は約2,700億円(積立不足率約60%)となっている。



【参考: 県債残高、県債管理基金残高の推移】

震災復興にあたっては、平成 11 年度に「行財政構造改革推進方策」を、平成 15 年度には「行財政構造改革推進方策 後期 5 か年の取組み」を策定し、起債制限比率を 15%台に堅持するなど、健全な財政運営に努めてきた。

しかしながら、①地方財政健全化法の制定、②三位一体改革による地方交付税の大幅な 削減、③地方債発行許可の厳格化など新たな状況の下、平成 20~30 年度の 11 年間で約 1 兆 2 千億円の収支不足が見込まれ、地方財政健全化法による財政健全化団体に陥る懸念も 生じており、行財政構造を早急に持続的なものに転換する必要性があった。

このため、平成30年度までの間、組織、定員・給与、行政施策等、行財政全般にわたりゼロベースで見直しを行い、県民の要請に的確に対応できる持続可能な行財政構造を確立するため、平成21年10月に新行財政構造改革推進方策(新行革プラン)を策定した。

# 具体的内容

## 1 条例制定の趣旨

過去2回の行革にもかかわらず、今日の厳しい財政状況を招くことになった反省に立ち、 改革内容を確実に実行するだけでなく、進捗状況を明らかにし、適切に見直しを行うフォ ローアップの仕組みを構築することが重要である。

このため、地方財政健全化法が、財政健全化計画の策定にあたって議会の議決や実施状 況の報告を義務づけていることを踏まえ、同法の適用の有無に関わらず、自主的・自律的 な枠組みとして、「行財政構造改革の推進に関する条例」を制定した。

#### 2 条例の概要

- (1) 議会の議決・・・推進方策の策定・変更等に当たっては、議会の議決を経る。
- (2) 実施計画の策定・報告・・・翌年度の取組内容を明らかにした実施計画を策定し、議 会に報告する。
- (3) 実施状況の報告・・・推進方策の実施状況は、地方行財政や公会計等の専門家から成 る「行財政構造改革審議会」による審査の上、議会に報告・公表する。
- (4) 県民意見の反映・・・行財政構造改革について県民から広く意見を聴くため「行財政 構造改革県民会議」を設置する。
- (5) 議会からの意見表明・・・議会は、推進方策の変更等について知事に意見を述べるこ とができ、知事は、これに対し見解を述べ、必要な措置を行う。
- (6) 3年ごとの総点検・・・3年ごとを目途に行財政全般にわたる検討を行い、その結果 に基づき変更等の必要な措置を講じる。

#### 【改革の主な内容と効果額】

#### 主な改革内容

#### 組織

- ■組織のスリム化
- ・本庁の6部を5部に再編(平成20年度)
- ・県民局の簡素合理化(5部7担当参事の廃止)
- ・事務所の統合再編(111→71事務所(△40事務所)) ■県立健康生活科学研究所(仮称)の設置 (健康・食、消費生活の安全安心を担う機関の統合)

- ■定員の概ね3割削減(一般行政部門等) ■給与の8%削減(給料月額換算の全職員平均)

#### 行政施策

- ■内部管理経費の削減
- ・一般事務費の概ね30%削減(平成20年度)
- ・施設維持費の概ね15%削減(平成20年度)
- ■政策的経費の見直し ・社会環境の変化等を踏まえた見直し
- (老人医療費助成事業、大学洋上セミナー事業等)
- ・関連制度との均衡を考慮した見直し
- (重度障害者・乳幼児等医療費助成事業、 母子家庭等医療費助成事業等)
- 民間団体に対する補助の見直し
- (運営費補助:△20%、事業費補助:△10%等)

- 市町に対する地方財政措置の充実を踏まえた見直し (妊婦健康診査費補助事業、スクールアシスタント配置事業等)
- ・受益と負担の適正化(高齢者大学の運営等)
- ■投資事業費総額の全国水準への抑制 (平成19年度:2,796億円→25年度以降:1,900億円(△32%))

#### 新規施策の展開

- ■少子対策の充実等
- (多子世帯保育料軽減事業、乳幼児子育で応援事業、 事業所内保育施設整備推進事業)

#### 公営企業

- ■県立病院事業の当期純損益の黒字化(平成28年度)
- ■企業庁地域整備事業の土地分譲進捗率90%の達成 (平成30年度)

#### 公社等

- ■公社等の統廃合(△6団体)
- ■県派遣職員の約5割削減(平成30年度)
- ■財政支出(一般財源)の約35%削減(平成30年度)

#### 先行取得用地等

■環境林としての計画的取得・適切な管理

### 改革による効果額(平成20~30年度:一般財源ベース)

#### 歳出·歳入改革

人件費 2,700億円 八: 行政経費 3470億円 投資的経費 2000億円 590億円 歳入改革

行革推進債等 4600億円 △1,810億円 公債費の増 県債管理基金活用 730億円

8.760億円(71%)

3,520億円(29%)

J 収支不足額 11, 980億円の解消 新規施策財源 300億円の確保

# 工夫点

本県では、県行政の基本的な計画の制定について議会の議決を義務づける「県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例」(基本計画条例)が制定済であったため、新たに条例を制定する必要性が議論になった。

この点について、行財政構造改革の推進に関する条例は、特に行財政運営についての知事の説明責任を強化し、県民の代表である議会と一体になって改革を推進するための枠組みを定めるものであり、実施計画の性格も有する推進方策全体を議決対象にすること、審議会による実施状況の審査や3年ごとの総点検など、基本計画条例に規定されていない特別の手続を定めるもので、いわば「特別法」の関係に立つものと整理した。

# 効果

平成20年10月に条例の制定、推進方策の策定を行い、その推進に取り組んでいる。

# フォローアップ

行財政構造改革の推進に関する条例に基づき、社会経済情勢、国の政策の動向、県の財政状況等を勘案し、3年ごとを目途として行財政全般にわたる検討を行い、その結果に基づき推進方策の変更等必要な措置を講ずる。

# 今後の課題

単に計画を策定するだけでなく、着実な推進と適切なフォローアップがあって、はじめて兵庫県行財政の再生の基盤が確立される。

また、県民への説明責任を果たすには、わかりやすい情報開示が求められる。県の財政 状況はもとより、行政コストも含めた事務事業評価や外郭団体の経営評価の公表、公会計 制度改革への対応にも取り組む必要がある。

今後数年間は厳しい経済環境は避けられない。推進方策の枠組みを堅持しながら、「元気で安全安心な兵庫」をめざし、県民の要請に的確に応える機動的な県政の推進を図っていく。

# アドレス

http://web.pref.hyogo.lg.jp/pa06/pa06\_00000016.html